

災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 趣旨

本説明書は、「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託

(2) 業務内容等

別紙「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託上限額

34,967,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

3 公募参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q2 電算業務」及び「Q4 検査・分析・調査業務」の両方に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

※新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

4 スケジュール

・公募開始（公告）	令和6年7月1日（月）
・プロポーザルに関する説明会参加申込期限	令和6年7月5日（金）午後5時必着
・プロポーザルに関する説明会	令和6年7月8日（月）午後2時
・質問受付期限	令和6年7月12日（金）午後5時必着
・質問に対する回答	令和6年7月17日（水）
・参加申込書の提出期限	令和6年7月19日（金）午後5時必着
・参加申込書の調整期日	令和6年7月23日（火）午後5時必着
・公募参加資格の審査結果通知	令和6年7月25日（木）
・企画提案書等の提出期限	令和6年7月29日（月）正午必着
・プレゼンテーション審査	令和6年8月上旬
・結果通知	令和6年8月上旬

5 プロポーザルに関する説明会

本プロポーザルへの参加希望者に対して、当該業務の趣旨等を理解した上で企画提案ができるよう、以下により説明会を開催します。

参加を希望する者は、参加申込書（様式1）を期日までに提出すること。

なお、説明会への参加は必須とはしません。ただし、説明会に出席しなかったことでプロポーザル参加者が被る不利益について、県は一切の責めを負いません。

(1) 開催日時

令和6年7月8日（月）午後2時～（1時間程度）

※都合により、時間を変更することがあります。

(2) 開催場所

「13 提出・問い合わせ先」と同じ

(3) 申込期限

令和6年7月5日（金）午後5時まで

(4) 参加申込書提出方法

「13 提出・問い合わせ先」に電子メールで送付。電話にて受信の確認を行うこと。受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

6 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年7月12日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問票（様式2）を使用し、「13 提出・問い合わせ先」に電子メールで提出してください。電話にて受信の確認を行うこと。

受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

(3) 質問に対する回答

令和6年7月17日（水）午後2時までに、奈良県総務部知事公室 防災統括室ホームページに掲載します。なお、質問者への個別の回答は行わないこととします。また、公表の際、質問者名は明示しません。

7 応募手続

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に示す書類を作成し、「13 提出・問い合わせ先」に提出してください。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

(1) 参加申込書の提出について

ア. 提出期限

令和6年7月19日（金）午後5時まで

イ. 提出方法

持参または郵送により提出すること。

提出先は「13 提出・問い合わせ先」に記載のとおりとする。

いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。

持参による場合は、受付時間を土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限る。

郵送による場合は、書留郵便またはレターパックとし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託に係る参加申込書在中」と朱書きすること。

ウ. 提出書類

以下の書類各1部（いずれもA4判サイズとする。）

① 参加申込書（様式3）

② 誓約書（様式4）

③ 参加申込者概要書（様式5）（会社概要などがあれば添付すること。）

工. 調整期日

提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、参加申込書の調整期日までに提出すること。

オ. 公募参加資格の審査結果通知

参加申込書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、公募参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、公募参加資格がない旨及びその理由を令和6年7月25日（木）以降に通知書により通知します。

カ. その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに「13 提出・問い合わせ先」に連絡するとともに、辞退届（様式6）を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

ア. 提出期限

令和6年7月29日（月）正午まで

イ. 提出方法

持参もしくは郵送により提出すること。提出先は「13 提出・問い合わせ先」に記載のとおりとする。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。

持参による場合は、受付時間を土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限る。

郵送による場合は、書留郵便、またはレターパックとし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託に係る企画提案書在中」と朱書きすること。

ウ. 提出書類

以下の書類を6部（正本1部・副本5部）

① 企画提案書（表紙）（様式7）

② 企画提案書（本体）【様式任意 サイズはA4またはA3 両面印刷可】

次に示す項目について、具体的に記載すること。企画提案書は、下記に示す順序で記載すること。

a 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

b 本文

(1)業務の実施方針、コンセプト等

業務全体の実施方針、企画提案のコンセプトを示すこと。

(2)業務の企画提案

次に掲げる項目を含め総合的に提案すること。

(i)現況調査・課題整理

- ・本県の災害対応に関する計画、マニュアル、業務工程、システムに関する現況調査、課題の洗い出しの方法を記載すること。
- ・他自治体の先進事例・災害対応事例、国等の最新研究の成果、動向に関する現況調査の方法を記載すること。
- ・本県の災害対応力向上に資する自由提案による調査、検討の方法をできる限り具体的に分かりやすく示すこと。目指すべきゴール像の設定方針を記載すること。

(ii)取組の方向性の整理、具体的な導入案の提示

- ・本県で発生するおそれがある災害想定を考慮の上、取組の方向性の整理方法、達成目標設定及び具体的な導入案提示の視点を記載すること。

(iii)ロードマップの策定

- ・費用見込みの算定方法、優先度の重み付けに関する考え方など、ロードマップ策定にあたっての判断基準の方向性を記載すること。
- ・既存システム及び市町村等関係機関との連携の工程など、導入手順、導入工程に関する考え方を記載すること。

(3)独自の取組

本仕様書以外で、本県の災害対応力向上に向けた調査研究等で、自社独自の提案がある場合は記載すること。

(4)実施体制・スケジュール

(i)実施体制、担当者の人数及び経験（様式 8）

実施体制について記載すること。

管理責任者、担当者の本業務に類する業務経験について記載すること。

各要員の責任や役割分担について記載すること。

(ii)スケジュール、進捗管理方法

具体的なスケジュール及び県と受託者の役割分担について提案すること。

進捗管理方法について記載すること。

(5)類似業務実績（様式 9）

過去5年間の、防災分野のデジタル技術活用、地方公共団体DX、地方公共団体の災害対応業務の効率化に関するコンサルティングの業務実績を記載すること（5業務以内）。

契約書の写し等、契約の種類及び業務内容が分かる書類を添付すること。

なお、本業務に類する実績を積極的に記載すること。

(6)見積金額、内訳（様式 10）

提案内容における見積金額を記載すること。

積算を記載すること。

工. 作成上の留意事項

- ・ 提案書は、表紙と目次、類似業務実績、見積書を除き、20ページ程度に収めること。提案書の様式は、A4判用紙を使用すること。図面等でA3判用紙を使用した場合には、片面につき2ページと勘定する。
- ・ 日本語で表記すること。
- ・ 表紙と目次、類似業務実績、見積書を除き、ページ番号（連番）を付けること。
- ・ 図面等を除き、文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- ・ 1部は製本し、社名を表紙に記載し、提案者の担当部門及び責任者を明示すること。（これを正本と言う。）
- ・ 会社名及び会社名を類推できる表現を入れない提案書（これを副本と言う。）を5部作成すること。
- ・ 表題は「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託に係る企画提案書」とすること。
- ・ 本県の提示した内容と異なる提案がある場合については、特にその変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明確に記述すること。
- ・ 本調達の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で受託者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

8 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「3 公募参加資格要件」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

9 受託者の選定

(1) 選定審査会の設置

「災害対応力向上のためのデジタル技術調査検討業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、受託者を選定する。選定委員会は、

次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する。
- ② その他プロポーザル方式の実施に必要な事務

(2) 評価基準

審査に当たっては、別記の評価項目及び配点により総合的に評価する。

(3) 審査方法

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。なお、参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合がある。

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年8月上旬に行います。時間、場所等詳細については、参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知します。
- ② プレゼンテーションは先に提出された企画提案書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドは使用できない。
- ③ 天災またはやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時の10分経過までに出席できなかった場合には失格とする。

(4) 最優秀提案者の選定

企画提案書は、選定委員会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ選定審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、受託事業者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともにホームページにて公表する。公表については、業務名、最優秀提案者、得点等を掲載する。ただし、最優秀提案者以外の業者名は公表しない。

10 契約書作成の要否等

- (1) 前記9(4)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- (2) 企画提案において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (3) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

1.1 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 受託者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1.2 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写することがある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。なお、その場合発生する損害については県では負担しない。
- (6) 特定された委託先業者は、この業務を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。但し、やむをえない場合と県が認めた場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (7) 受託者はこの説明書及び仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。
- (8) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、県の指示により変更、修正を求められる場合がある。また、委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県総務部知事公室防災統括室の指示に従うこと。
- (9) 企画提案書の作成にあたり、閲覧（貸与）資料はありません。

1 3 提出・問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県 総務部知事公室 防災統括室 DX導入推進事業チーム

電話番号：0742-27-7006（直通） ファクシミリ番号：0742-23-9244

E-mail bosai@office.pref.nara.lg.jp